

代理人による【運転免許の取消し申請（自主返納）】・【運転経歴証明書交付申請】の申請ご案内

1 【申請要件】

- 病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続きできること
- 電話等により本人の意思が確認できること(記載事項変更を除く)
- (返納手続きの場合)免許の全てを取消す申請(全部返納)であること

《注意》マイナ免許証及びマイナ経歴証明書に関する代理申請はできません

2 申請時間・場所・必要なもの

申請区分	申請場所	受付日・受付時間※1	代理人申請ができる人	代理人申請できる要件、必要書類等
運転免許の取消し申請	運転免許センター	日曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30	原則として3親等以内の親族 申請者本人が入院中の病院職員等 申請者本人が入所中の介護施設職員等 成年後見人	<p>【必要書類等】 1 申請者本人の運転免許証 2 埼玉県公安委員会指定の委任状・申立書 3 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 4 申請と同時に住所を変更する場合は新住所確認書類※3 5 申請と同時に氏名を変更する場合は新氏名確認書類※4</p>
	各警察署(鴻巣署を除く)	月曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30		
運転免許の取消し申請と同時申請	運転免許センター(即日交付)	日曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30	成年後見人	<p>【必要書類等】 上記「運転免許証の取消し申請」の必要書類等に加え、 1 申請手数料1,150円 2 写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル、無帽、無背景、正面を向いているもの、白黒カラーいずれでも可) 3 警察署に申請した場合は、後日交付となります。郵送での受取を希望する場合は、運転経歴証明書郵送用封筒(簡易書留料金分の郵便切手を貼付し、受取人住所、氏名を記載したもの)1通</p> <p>◎ 運転免許の取消し申請をして5年以内に交付申請する方は、上記「運転免許証の取消し申請」の必要書類「1申請者本人の運転免許証」に替えて「運転免許証の取消通知書」が必要となります(提示できない場合は、申請時お申し出ください)</p>
	各警察署(鴻巣署を除く)(後日交付)	月曜日～金曜日 午前9:00～ 11:00 午後1:00～ 3:30		
	埼玉県で運転免許の取消し申請をしてから5年以内	運転免許センター(即日交付)		
記載事項変更證明書	運転免許センター	日曜日～金曜日 午前9:00～ 12:00 午後1:00～ 4:15		<p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同居の親族又は同居人を代理人とする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者と代理人との関係が確認できる住民票の写し ・ 代理人の身分証明書 ○ 別居の親族、施設関係者又は成年後見人を代理人とする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が自署により作成した委任状 ・ 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 ○ 住所(県外から)を変更する場合は、本籍地記載の住民票 ○ 住所(県内から県内)を変更する場合は、新住所確認書類※3 ○ 氏名を変更する場合は新氏名確認書類※4
	各警察署(鴻巣署を除く)	月曜日～金曜日 午前9:00～ 12:00 午後1:00～ 4:15		

※1 祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)は除く

※2 親族の場合一戸籍謄本、住民票等、関係が確認できる書類及び代理人の身分証明書

入院中の病院等職員の場合代理人の身分証明書(病院の身分証明書等)

入所中の施設等職員の場合代理人の身分証明書(施設の身分証明書等)

成年後見人の場合登記事項証明書及び代理人の身分証明書

※3 新住所確認書類一健康保険証、納税通知書、公共料金のお知らせ、住民票等
ただし、外国籍のかたは下記「注意事項8」の書類を提示してください

※4 新氏名確認書類

住民基本台帳法の適用を受けるかた……本籍地記載の住民票(個人番号は除く)

住民基本台帳法の適用を受けないかた……旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限がある機関が発行する身分を証明する書類

国外転出者……戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書

注意事項

- 電話等により、申請者が自らの意思で運転免許を返納することが確認できない場合は申請できません
(成年後見人等による申請であっても確認は必須です)
- 運転経歴証明書用に提出される写真が、運転免許証の写真の基準に準じたものでない場合、申請できません
(基準については埼玉県警察ホームページを参照ください)
- 運転免許証の有効期限が満了している方は代理人による申請はできません
- 運転免許証を紛失していたり、汚損等により内容が一部判読できない場合は申請できません
- 運転免許証の住所地が埼玉県以外のかたは申請できません
- 代理人による運転経歴証明書の再交付申請及び代理人による旧経歴証明書からの切替申請はできません
- 運転経歴証明書は、運転免許センターに申請する場合は即日交付ですが、システム障害などにより後日交付となる場合もあります。警察署は後日交付となります。後日、警察署で受け取るか、郵送での受け取りを選択してください
郵送を希望する場合は、上記必要書類等に記載の要件を満たす返信用封筒1通を御用意ください
- 外国籍のかたは、以下の書類の提示が必要です
 - 住民基本台帳法の適用を受けるかた 在留カード、特別永住者証明書又は在留期間等が記載された住民票の写し
 - 住民基本台帳法の適用を受けないかた 外務省等発行身分証明書類及び公的機関等発行住所確認書類
- 委任状・申立書は、埼玉県警察ホームページからダウンロードするか、県内警察署の運転免許窓口で配付を受けられます。
あらかじめ作成のうえ、申請時に提出してください